

平成25年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第1号

平成25年12月3日(火曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 9号 専決処分の報告について
- 日程第 5 議案第86号 かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 議案第87号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例

- 措置に関する条例の制定について
- 議案第88号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第89号 職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第90号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第91号 かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第92号 かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第93号 かすみがうら市大塚ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第94号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第95号 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第96号 かすみがうら市あゆみ庵設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第97号 かすみがうら市民家園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第98号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第99号 かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第100号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第101号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第102号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第103号 かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第104号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第105号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第106号 かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第107号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第108号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第109号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 8 議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）
 議案第111号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 議案第112号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 議案第113号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第114号 市道路線の変更について
- 日程第10 発議第 6号 事務検査に関する決議（案）について
- 日程第11 選挙第 8号 新治地方広域事務組合議会議員の補欠選挙
- 日程第12 選挙第 9号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の補欠選挙

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 9号 専決処分の報告について
- 日程第 5 議案第86号 かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
 議案第87号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
 議案第88号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 議案第89号 職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 議案第90号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第91号 かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第92号 かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第93号 かすみがうら市大塚ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第94号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第95号 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の

- 一部を改正する条例の制定について
- 議案第96号 かすみがうら市あゆみ庵設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第97号 かすみがうら市民家園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第98号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第99号 かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第100号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第101号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第102号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第103号 かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第104号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第105号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第106号 かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第107号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第108号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第109号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 8 議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第111号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第112号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第113号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第114号 市道路線の変更について
- 日程第10 発議第 6号 事務検査に関する決議（案）について
- 日程第11 選挙第 8号 新治地方広域事務組合議会議員の補欠選挙
- 日程第12 選挙第 9号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の補欠選挙

開 会 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから平成25年かすみがうら市議会第4回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木良道君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により15番 山内庄兵衛君、16番 廣瀬義彰君、1番 川村成二君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（鈴木良道君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 2 諸般の報告

○議長（鈴木良道君）

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、去る11月28日、栗山千勝君から11月30日をもって議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第126条の規定により、11月29日にこれを許可いたしましたので、報告をいたします。

なお、本人の申し出により、辞職願を朗読させていただきます。

辞職願。

私こと栗山千勝（かすみがうら市議会議員）が犯した罪は、いかなる理由があろうとも許されるものではありません。

かすみがうら市の名を汚し、市民をあざむき、かすみがうら市議会を汚したことを深くおわび申し上げます。

その責任をとり、栗山千勝は、平成25年11月30日をもって辞することとしました。

閉会中でありますことから議長の裁量で決裁いただきますよう切にお願い申し上げます。

栗山千勝。

平成25年11月28日。かすみがうら市議会議長、鈴木良道殿。

以上です。

以上、閉会中の辞職許可の報告とさせていただきます。

次に、議長、副議長等が出席した会議等については、お手元に配付しました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりであります。ご覧おき願います。

次に、閉会中の所管事務調査として、文教厚生委員会から調査の経過並びに結果について調査結果報告書が提出されておりますので、委員長から報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 加固豊治君。

[文教厚生委員会委員長 加固豊治君登壇]

○文教厚生委員会委員長（加固豊治君）

文教厚生委員会委員長報告。

文教厚生委員会の調査の経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成25年第3回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成25年10月24日、10月30日及び11月18日に委員会を開催いたしました。

10月24日については、保育所の民設民営化についてを調査するため、総務委員会との連合審査会を開催し、参考人として来年度から保育運営を予定している事業者を招致し調査を行いました。

また、10月30日の委員会では、公立小学校の統廃合及び校舎の耐震工事に関する事項として、千代田地区小学校統合整備について、11月18日の委員会では、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉及び医療福祉に関する事項として、敬老祝い金について、子育て支援について、執行部から説明を受けました。

なお、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと思います。と存じます。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で、閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、11月14日ないし15日に、茨城県市議会議長会主催による平成25年度第1回議員研修会が土浦市及び石岡市を会場に開催され、川村成二君、岡崎 勉君、加固豊治君、そして私の計4名が参加しましたので、代表して川村成二君から報告をいたします。

1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

茨城県市議会議長会平成25年度第1回議員研修会結果報告。

去る11月14日、15日に、土浦市のホテルマロウド筑波及び石岡市の茨城県フラワーパークにおいて、茨城県市議会議長会主催による平成25年度第1回議員研修会に参加してまいりましたので、その研修の概要についてご報告申し上げます。

1日目は、中央大学大学院教授の佐々木信夫先生を招いて、地方議会をどう変えるかという演題で講演があり、2日目は石岡市の茨城県フラワーパークの施設視察が行われました。

講演内容としては、日本はおおむね500兆円経済で、その3分の1が公共領域分と言われ、約150兆円規模の経済活動が行われているが、この150兆円規模の公共分野が政治のメカニズムで、意思決定をするという公共領域であるとのことでした。

意思決定は国会議員、県議会議員、市町村議会議員であり、内閣や県知事、市長は執行機関であり、国民の代表である議会が決めたことに基づいて、ルールにのっとり、予算を使い、公共問題を解決していくということで、官僚機構をマネジメントする代表として首長等が置かれているということでした。

欧米では、首長選挙はなく、議会の議長が首長を兼ねるあるいは議会から選ばれた方が執行機関の長を兼ねるということでした。日本のように、首長と議会の代表が別々に選挙するという国は多くないとのことでした。

したがって、政治の真ん中には議会があるというのが19世紀以降の近代社会の形であり、国民の代表である議会が意思決定をするとのことでした。

そのような中で地方議会を変える4つの論点として、決定者としての役割、監視者としての役割、提案者としての役割、意見集約者としての役割などをどう充実させるかが重要になってくるとのことでした。

2日目は、茨城県フラワーパークの施設視察で職員による施設概要の説明を受け、その後視察を行ってまいりました。

以上、概略ではありますが、茨城県市議会議長会平成25年度第1回議員研修会の報告といたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議員派遣の報告を終わります。

次に、本日までに請願第5号「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の提出を求める請願書」を受理し、お手元に配付しました請願文書表に記載のとおり、所管である文教厚生委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

また、請願第6号「中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書」を受理しておりますので、ご報告をいたします。

また、陳情等4件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんおきいただきたいと存じます。

次に、平成25年第3回定例会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員から、地方自治法第199条第4項の規定による平成25年度定期監査結果報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による平成25年8月から10月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4 報告第 9 号

○議長（鈴木良道君）

日程第 4、報告第 9 号 専決処分の報告についてを議題といたします。
ただいま議題となっております報告第 9 号について、市長より報告を求めます。
市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第 9 号につきまして、ご説明を申し上げます。
報告第 9 号 専決処分の報告につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、指定された市長の専決処分事項の指定第 1 号に掲げる議会の議決を経た工事の請負契約の変更について、専決処分をしたので、同条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。
以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、報告第 9 号の報告を終了いたします。

日程第 5 議案第 86 号ないし議案第 91 号

○議長（鈴木良道君）

日程第 5、議案第 86 号 かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定についてないし議案第 91 号 かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 6 件を会議規則第 35 条の規定により、一括議題といたします。
提案者より、提案理由の説明を求めます。
市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第 86 号から議案第 91 号につきまして、ご説明を申し上げます。
初めに、議案第 86 号 かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定につきましては、空き家の倒壊等の事故及び犯罪等を防止し、市民の安全で安心な生活を確保することを目的に、空き家等の適正な管理に関し、必要な事項を定めるため、新たにこの条例を制定するものでございます。
次に、議案第 87 号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定につきましては、非核脱原発平和都市宣言により、今後、原子力発電の代替として、再生可能エネルギーの導入促進を図り、地球温暖化の防止に寄与することを目的として、太陽光発電設備が設置された土地にかかわる固定資産税の特例措置を定めるため、新たにこの条例を制定するものであります。

第 3 回定例会に提案させていただいたものとは、特例措置の適用期間の見直しをさせていただいております。

次に、議案第 88 号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、市税にかかわる延滞金割合の引き下げに伴い、税外収入金、後期高齢者医療保険料及

び介護保険料に関する延滞金についても同様の引き下げを行うため、新たにこの条例を制定するものであります。

次に、議案第89号 職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、東日本大震災の被災地の復興を積極的に支援することを目的に、職員不足の岩手県、宮城県、福島県の被災市町村に職員を派遣するために、必要となる単身赴任手当と赴任旅費に関する規定を国に準じ準備するため、新たにこの条例を制定するものであります。

次に、議案第90号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国及び他の自治体の給与制度と均衡を図るため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第91号 かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法施行令第167条の17の規定による長期継続契約を締結することができる契約に関する事項を整備するため、この条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第86号並びに議案第88号ないし第91号についての説明を求めます。

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

議案第86号 かすみがうら市空き家条例等の適正管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本市における空き家等の適正な管理に必要な事項を定め、市民の安全で安心な生活を確保することを目的として、新たにこの条例を制定するものでございます。

条例の施行期日につきましては、平成26年7月1日を予定してございます。

続きまして、議案第88号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

市税に係る延滞金の引き下げに伴い、税外収入金、後期高齢者医療に係る保険料及び介護保険に係る保険料に関する延滞金について引き下げを行うため、この条例を制定するものでございます。

施行期日につきましては、平成26年1月1日ということでございます。

続きまして、議案第89号 職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

職員の派遣等に必要となる単身赴任手当と赴任旅費に関する規定を国に準じて整備をするため、この条例を制定するものでございます。

施行期日につきましては、平成26年1月1日を予定してございます。

議案第90号 かすみがうら市職員の給与条例に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て、ご説明申し上げます。

国及び他の自治体の給与制度と均衡を図るため、この条例を制定するものでございます。

この条例の施行期日につきましては、平成26年1月1日を予定してございます。

続きまして、議案第91号 かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

地方自治法施行令の定めに従いまして、長期継続契約を締結することができる契約に関する事項を整備するため、この条例を提案するものでございます。

条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日を予定してございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第87号についての説明を求めます。

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

議案第87号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例について、ご説明いたします。

本案は、先ほど市長のほうから説明がありましたが、本市における再生可能エネルギーの導入促進を図り、地球温暖化の防止に寄与するため、地方税法第6条第2項の規定により、太陽光発電設備が設置された土地に係る固定資産税について、5年分の均一課税の特例措置を行うものです。

施行期日につきましては、平成26年1月1日からとするものでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第86号ないし第91号までの提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の12月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 議案第 9 2 号ないし議案第 1 0 8 号

○議長（鈴木良道君）

日程第6、議案第92号 かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてないし議案第108号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてまでの17件を会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第92号から議案第108号につきましてご説明を申し上げます。

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴う市内各施設の使用料金及び入館料金並びに上下水道等の使用料金の一部を改正する条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当部長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第92号についての説明を求めます。

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

議案第92号 かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

消費税の相当分を行政財産の使用料に適正に転嫁するため、この条例を提案するものでございます。

この条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日を予定してございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第93号及び第94号についての説明を求めます。

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

○保健福祉部長（木村正美君）

それでは、議案第93号 かすみがうら市大塚ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴いまして、施設使用料に8%の消費税を転嫁するものでございます。

施行期日は、平成26年4月1日からとなっております。よろしくお願いいたします。

次に、議案第94号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

やはり消費税法及び地方税法の一部改正に伴いまして、施設使用料に8%の消費税を転嫁するものでございます。

施行期日は、平成26年4月1日からになります。

以上です。よろしくお願い致します。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第95号ないし第97号についての説明を求めます。

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

議案第95号について、ご説明いたします。

かすみがうら市農村環境改善センター設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、消費税率の引き上げに伴い、料金に消費税相当額8%を適正に転嫁し、料金を改正するものでございます。

施行は26年4月1日にするものでございます。

次に、議案第96号のかすみがうら市あゆみ庵設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

同様でございますけれども、本案は、消費税率引き上げに伴い、料金に消費税相当額8%を適正に転嫁し、料金を改正するためのものでございます。

施行は26年4月1日にするものです。

議案第97号 かすみがうら市民家園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

理由は同様でございますけれども、本案は消費税率の引き上げに伴い、料金に消費税相当額を8%適正に転嫁し、料金を改正するものでございます。

施行は26年4月1日ということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第98号及び第99号についての説明を求めます。

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

議案第98号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして、趣旨をご説明申し上げます。

本案は、下水道条例の一部改正であります。平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、かすみがうら市下水道条例第18条関係別表第2下水道基本料金及び超過料金等につきましては、総額表示により含まれております現行5%である消費税率を8%に転嫁されたものに改めるため、条例の一部改正を行うものであります。

よって、かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものであります。

なお、条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日とするものであります。

議案第99号 かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、趣旨をご説明申し上げます。

本案は、条例の一部改正であります。平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第14条関係別表第2農業集落排水基本料金及び超過料金等につきましては、総額表示により含まれております現行5%である消費

税率を8%に転嫁されたものに改めるため、条例の一部改正を行うものであります。

よって、かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものであります。

なお、条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日とするものであります。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第100号ないし第107号についての説明を求めます。

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

それでは、議案第100号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税の増税分を施設使用料に転嫁するものでございます。

なお、施行日は平成26年4月1日からとなっております。

次に、議案第101号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税の増税分を施設利用料に転嫁するものでございます。

なお、施行日は平成26年4月1日でございます。

次に、議案第102号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税の増税分を施設利用料に転嫁するものでございます。

なお、施行日は平成26年4月1日となります。

次に、議案第103号 かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税の増税分を入館料に転嫁するものでございます。

なお、施行日は平成26年4月1日を予定しております。

次に、議案第104号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税相当分を施設使用料に転嫁するものでございます。

なお、施行日は平成26年4月1日でございます。

次に、議案第105号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税の増税分を入館料等に転嫁するものでございます。

なお、施行日は平成26年4月1日でございます。

次に、議案第106号 かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税の増税分を施設使用料に転嫁するものでございます。

なお、施行日は平成26年4月1日でございます。

次に、議案第107号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税の増税分を施設使用料に転嫁するものでございます。

なお、施行日は平成26年4月1日となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第108号について説明を求めます。

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

議案第108号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、趣旨の説明をさせていただきます。

今回の条例につきましては、消費税法及び地方税法の一部改正に伴いまして、平成26年4月1日から消費税率及び地方消費税率については、これまでの5%から8%へ引き上げ、水道料金、メーター使用料及び加入金に転嫁するため、条例の制定をお願いするものでございます。

施行期日につきましては、平成26年4月1日を予定しているものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第92号ないし第108号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の12月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 7 議案第109号

○議長（鈴木良道君）

日程第7、議案第109号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第109号につきまして、ご説明を申し上げます。

かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、神立駅西口地区土地区画整理事業に伴い、現在管理運営している市営駐車場及び駐輪場を廃止するため、この条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

議案第109号 かすみがうら市自動車駐車場設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、趣旨をご説明申し上げます。

本案は、かすみがうら市稲吉二丁目2613番地406により管理運営されておりますかすみがうら市自動車駐車場及びかすみがうら市自転車駐車場につきましては、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合施行による神立駅西口地区土地区画整理事業実施において、事業地内により神立駅前西口広場及び道路等による公共用地に供するため、かすみがうら市自動車駐車場及び自転車駐車場としての用途を廃止するものであります。

よって、かすみがうら市自動車駐車場設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止にする条例を制定するため、議会の議決をお願いするものであります。

なお、条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日とするものであります。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第109号の提案説明並びに趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第4日目の12月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（鈴木良道君）

日程第8、議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）ないし議案第113号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）までの4件を会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第110号から議案第113号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7279万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ164億6973万8000円とするものであります。

次に、議案第111号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7205万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億7419万円とするものであります。

次に、議案第112号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2556万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5376万4000円とするものであります。

次に、議案第113号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2210万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億307万9000円とするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第110号ないし第113号の趣旨説明を求めます。

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

本案の主な補正の内容でございますが、歳入につきましては、民生費国庫補助金、子育て支援交付金1302万2000円の減、社会資本整備総合交付金7596万4000円、民生費県補助金、安心子ども基金事業補助金2513万6000円、労働費県補助金、緊急雇用創出事業補助金325万8000円、財政調整基金繰入金1億8731万円の減、国民健康保険特別会計繰入金1億9464万4000円、後期高齢者医療特別会計繰入金2556万4000円、前年度繰越金183万8000円、都市計画事業債4610万円でございます。

歳出につきましては、職員等人件費のほか障害者自立支援事業における国庫負担金等返還金555万8000円、保育所事業に係るシステム改修委託864万円、公立4保育所修繕料238万8000円、

子育て支援補助金345万円、保育士人材確保等事業補助金584万円、米政策推進事業に係る水田利活用推進事業費補助金280万7000円、土地改良整備支援事業に係るため池底泥しゅんせつ委託105万円、街路整備事業に係る神立停車場線用地取得費523万円、同物件等補償費1億1950万円を計上するものでございます。

これにより、歳入歳出それぞれ1億7279万6000円を追加するものでございます。

なお、補正予算に伴いまして繰越明許費の設定として、子ども・子育て新制度施行に伴うシステム改修864万円、債務負担行為平成26年度から28年度霞ヶ浦中学校スクールバス運行事業として1億692万円、地方債の変更後の限度額1億1730万円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時46分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

議案第111号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして提案の趣旨をご説明いたします。

主な補正の内容としましては、歳入について一般会計からの繰入金21万8000円、前年度繰越金が2億7183万4000円です。

歳出につきましては、職員等人件費が21万8000円、国庫負担金等返還金7719万円、一般会計への繰出金1億9464万4000円を計上するものでございます。

これにより、歳入歳出それぞれ2億7205万2000円を追加するものでございます。

続きまして、議案第112号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。

主な補正の内容としましては、歳入について療養給付費負担金精算金2404万5000円、前年度繰越金151万9000円。

歳出につきましては、一般会計の繰出金2556万4000円を計上するものでございます。

これにより、歳入歳出それぞれ2556万4000円を追加するものでございます。

続きまして、議案第113号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明いたします。

主な補正の内容としましては、歳入について前年度繰越金が2210万7000円。

歳出につきましては、介護給付費準備基金積立金2210万7000円を計上するものでございます。

これにより、歳入歳出それぞれ2210万7000円を追加するものでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第110号ないし第113号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第4日目の12月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 9 議案第 1 1 4 号

○議長（鈴木良道君）

日程第9、議案第114号 市道路線の変更についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第114号につきまして、ご説明を申し上げます。

市道路線の変更につきましては、上稲吉地内に位置する市道8-0210号線の路線を変更するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第114号の趣旨説明を求めます。

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

議案第114号 市道路線の変更について、趣旨をご説明申し上げます。

本案は、上稲吉地内に位置し、市道8-0210号線の一部については、道路としての形状は存在しておらず、この市道路線の隣接地権者からの払い下げ申請等において、一部用途を廃止し、払い下げの手続を行うものであり、延長82.8メートルによる路線の変更を行うものであります。

よって、市道路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第114号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第4日目の12月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 10 発議第 6 号

○議長（鈴木良道君）

日程第10、発議第 6 号 事務検査に関する決議（案）を議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

3 番 山本文雄君。

[3 番 山本文雄君登壇]

○3 番（山本文雄君）

事務検査に関する決議（案）について、朗読をもって提案説明とさせていただきます。

地方自治法第98条第 1 項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記

1. 検査事項

（1）椎名家住宅保存修理工事に関する事項

2. 検査方法

（1）証拠書類、経過報告書、調査に要する資料の提出を求める

（2）本検査は、地方自治法第98条第 1 項及び委員会条例第 6 条の規定により、議長を除く全議員で構成する「椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託するものとする。

3. 検査権限

かすみがうら市議会は、1 に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第 1 項の権限を「椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会」に委任する。

4. 検査期限

「椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会」は、上記の検査事項の検査が終了するまで、閉会中もなお検査を行うことができる。

5. 理由

本検査は、椎名家住宅保存修理工事について事務検査を行うものである。

市は、平成24年度において国指定の重要文化財である椎名家住宅に対し、建造物保存修理のために「かすみがうら市指定文化財等補助金」を交付していたが、その後、本年 8 月文化財保護審議会において、補修が必要であると指摘を受け、さらに11月20日に屋根の不良工事についての新聞報道がなされた状況である。国指定の重要文化財である椎名家住宅は、当市においても重要な財産であることから、当該事案の全容を解明することが必要である。

以上のことから、地方自治法第98条第 1 項による検査を提案するものである。

以上、提案理由説明といたします。

議員諸公のご賛同をお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

続いて、発議第6号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより発議第6号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、発議第6号 事務検査に関する決議（案）は、原案のとおり可決されました。

ただいまの決議の可決により設置されました「椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く13名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに全員協議会室で委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時11分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

休憩中に、椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。

椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会委員長に山本文雄君、副委員長に岡崎 勉君、以上のとおり選出されましたので報告をいたします。

日程第 11 選挙第8号

○議長（鈴木良道君）

日程第11、選挙第8号 新治地方広域事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることとし、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とし、議長から指名することと決しました。

新治地方広域事務組合議会議員に佐藤文雄君を指名いたします。

続いてお諮りいたします。

ただいま議長が指名したとおり当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名したとおり、佐藤文雄君が新治地方広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました佐藤文雄君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第12 選挙第9号

○議長（鈴木良道君）

日程第12、選挙第9号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることとし、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とし、議長から指名することに決しました。

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員に矢口龍人君を指名します。

続いてお諮りいたします。

ただいま議長が指名したとおり当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名したとおり、矢口龍人君が土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました矢口龍人君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項

の規定により当選の告知をいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日12月4日、定刻から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 午前11時15分